

南丹市総合教育会議運営要綱

南丹市総合教育会議
平成27年7月7日制定
令和2年3月17日改正

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第7項の規定による南丹市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事録に関し必要な事項及び同条第9号の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所等を、あらかじめ教育委員会に通知する。

2 会議は、市長、教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定に該当する場合には、市長は会議に諮って非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

(非公開とする議題についての指針)

第4条 前条第1項の規定により非公開とすることができる議題は、次の各号のいずれかに該当する情報を含むものとする。

- (1) いじめ、自殺その他の児童生徒に関する議題であって、公にすることにより、児童生徒の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 南丹市情報公開条例（平成18年条例第9号）第6条各号のいずれかに該当する情報を含むもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人の秘密を保つため必要があると認めるもの、又は会議の公正が害されるおそれがあることと認めるものその他公益上必要があると認めるものとして、市長が会議に諮り別に定めたもの

(議事録)

第5条 議事録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

2 議事録は、第3条第1項の規定により非公開とされた議題を除き、市ホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第6条 この会議の庶務は、市長公室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮り別に定める。